

ふくしん期間限定おとくな定期預金 第5弾

令和8年6月1日現在

1. 商品名	・ふくしん期間限定おとくな定期預金 第5弾（自由金利型定期預金<M型>）
2. 販売対象	・個人、個人事業主
3. 取扱期間	・令和8年6月1日（月）～令和8年9月30日（水）
4. 定期預金の期間	・定型方式…1年、3年 ・自動継続（元金継続、元利金継続）のみ
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・10万円以上5,000万円以内 「ふくしん期間限定おとくな定期預金 第1弾、第2弾、第3弾、第4弾、第5弾」を含む合計金額が一名につき5,000万円以内 「ふくしん期間限定おとくな定期預金」の満期到来分以外の当金庫定期預金からの書替は対象外です ・1円単位
6. 募集総額	<ul style="list-style-type: none"> ・200億円 <p>ただし、募集総額に達した場合や市場動向によっては、お取り扱い期間中であっても販売を中止することがあります</p>
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します
8. 利息 (1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 (<u>出資会員または年金友の会会員の方</u>) ・期間1年：年0.65%（税引後、年0.5179%・小数点第5位以下切り捨て表示） 期間3年：年1.10%（税引後、年0.8765%・小数点第5位以下切り捨て表示） 当金庫の出資会員の方、ならびに新たに新たに出資会員となられる方、年金（公的年金または国民年金基金・厚生年金基金の準公的年金）をお受け取りの方、ならびに新たに当金庫でお受け取りを開始される方（58歳以上の方で「年金口座予約票」で受取予約をされた方を含みます） この預金のお預入期間中は、当金庫の出資会員であること、または当金庫で継続して年金をお受け取りいただくことが必要です（満期到来時に出資会員でない場合、または年金をお受け取りの方で満期到来時の直近の振込月に年金の振込がない場合は、預入時に遡って優遇金利を適用せず、出資会員または年金友の会会員以外の方の金利を適用します） (<u>出資会員または年金友の会会員以外の方</u>) ・期間1年：年0.57%（税引後、年0.4542%・小数点第5位以下切り捨て表示） 期間3年：年1.00%（税引後、年0.7968%・小数点第5位以下切り捨て表示） として満期日まで適用します 但し、金利情勢の変化により適用利率を見直しする場合があります ・自動継続後の利率は、満期日におけるスーパー定期預金の店頭表示の利率を適用します
(2) 利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <単利型>預入期間（1年） ・満期日以後に一括して支払います。 <複利型>預入期間（3年） ・6ヵ月複利で計算し、満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <単利型>預入期間（1年） ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 <複利型>預入期間（3年） ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算
9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
10. 手数料	・なし
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・マル優の取扱いができます。

12. 中途解約時の取扱い	<p><単利型>預入期間（1年） 満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率にて、預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います</p> <p><複利型>預入期間（3年） 満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧表」の預入期間に応じた中途解約利率にて預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います</p>
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については当金庫ホームページにてご確認ください。
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、ふくしんお客様相談室（9時～17時、電話：0120-294-864）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 福井弁護士会（電話：0776-23-5255）または金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記ふくしんお客様相談室または全国しんきん相談所（9～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、ふくしんお客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続停止後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険対象預金を合算して元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・総合口座による取扱い可、ATM・IB（インターネットバンキング）・アプリでの取扱いは不可となります。